

各登録申請書類の提出について

(ベトナム・インド・タイ)



青森県りんご果樹課

令和6年2月

要領改正の概要

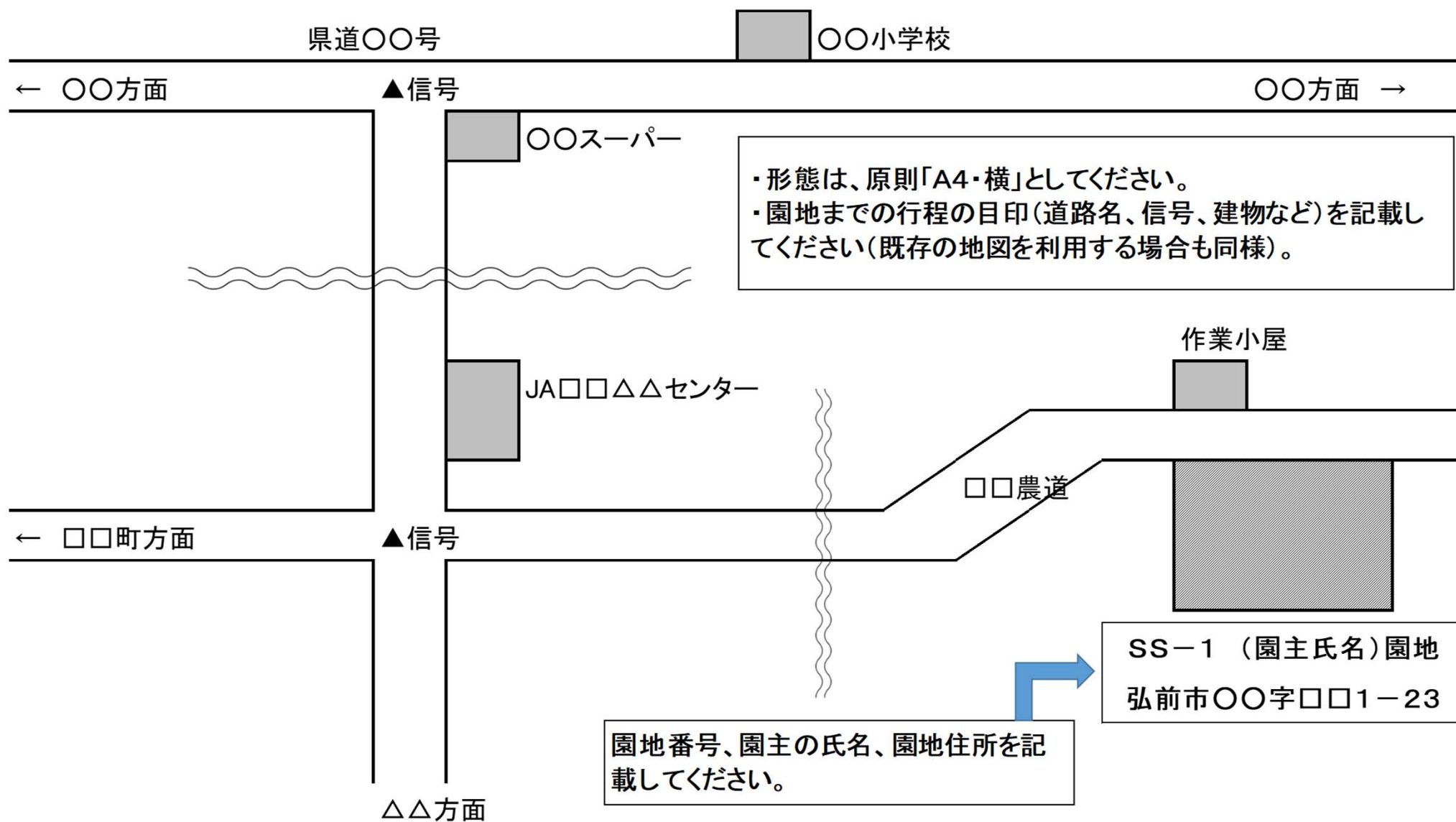
- ① 令和5年9月6日 二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領制定
→ 5ヶ国11本の旧要領が廃止され統合
※りんご関係はインド、カナダ、ベトナム
- ② 令和5年11月20日 タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領一部改正
→ 二国間要領に統合されなかったが、二国間要領の様式を使用
※将来的に統合を想定

主な改正点

<ベトナム>

- ・各申請書様式 → 変更
※共通様式のため該当がない項目は記載不要
- ・園地の地図 → 要領に記載されていないが園地検査の際に必要
(輸出検査実要領第4)
- ・園地への看板設置 → 必須ではないが、設置が望ましい。
※樹数や品種が多数ある場合など、円滑な園地検査実施のために必要。植栽図、樹の目印も同様。

(参考) 栽培地の位置を示す資料 (園地の地図) の記載例



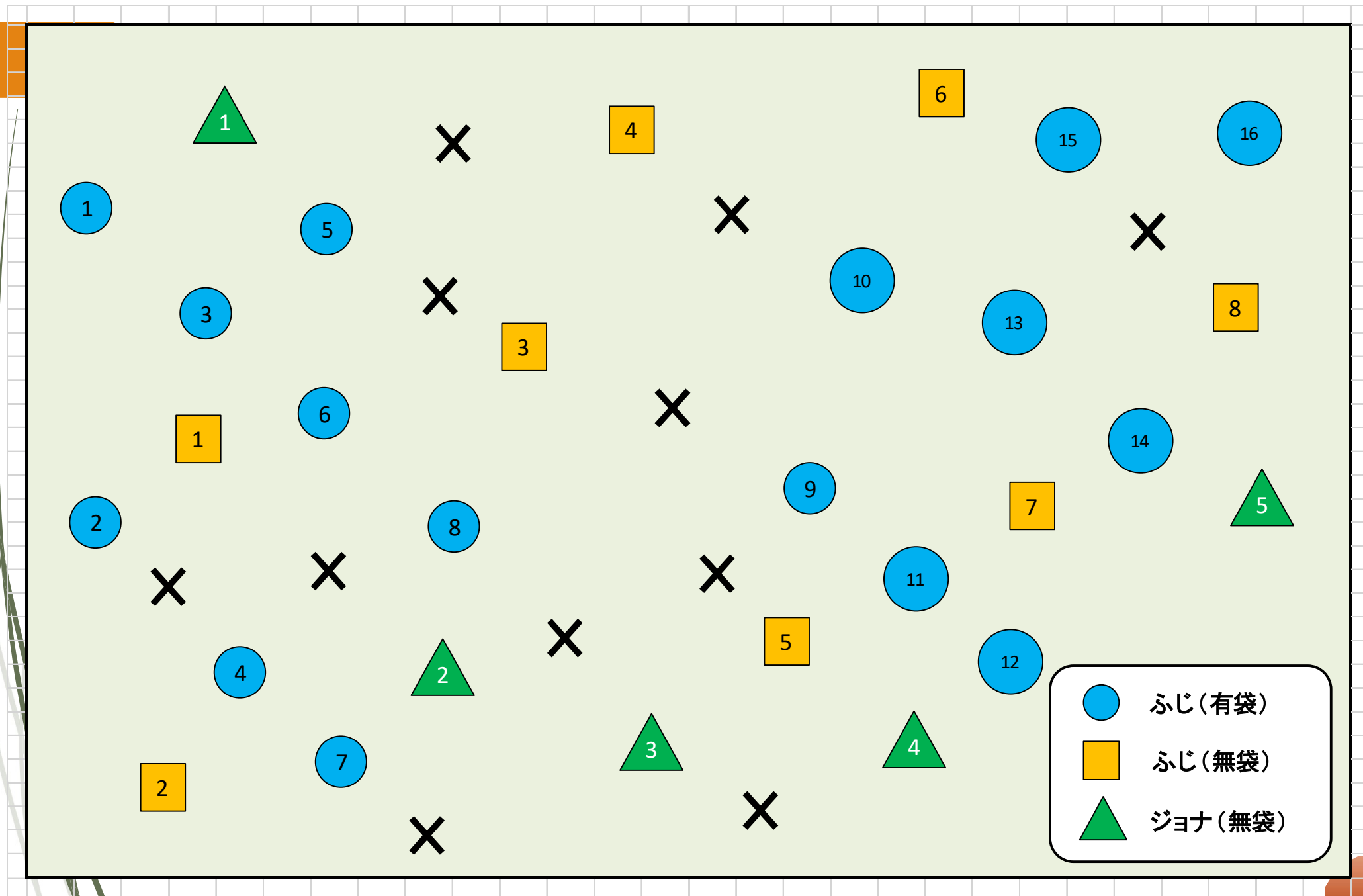
(参考) 生産園地における <蛍光テープ> による目印

開花期

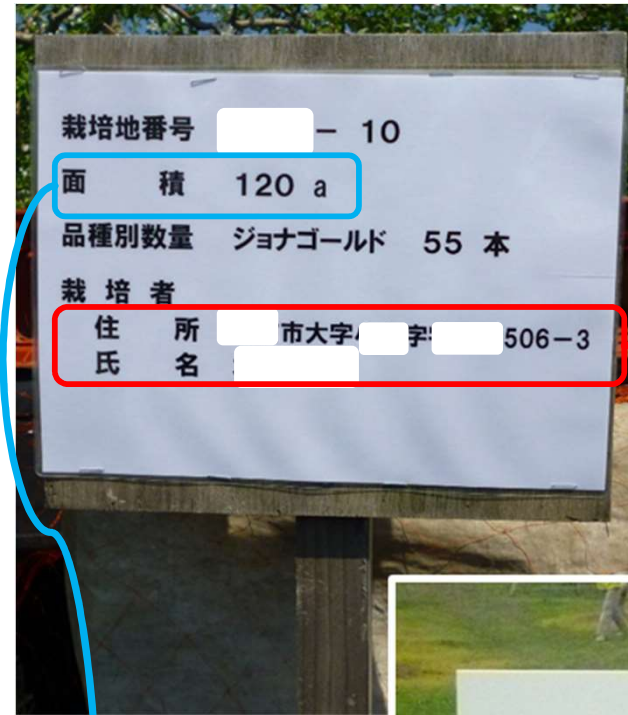
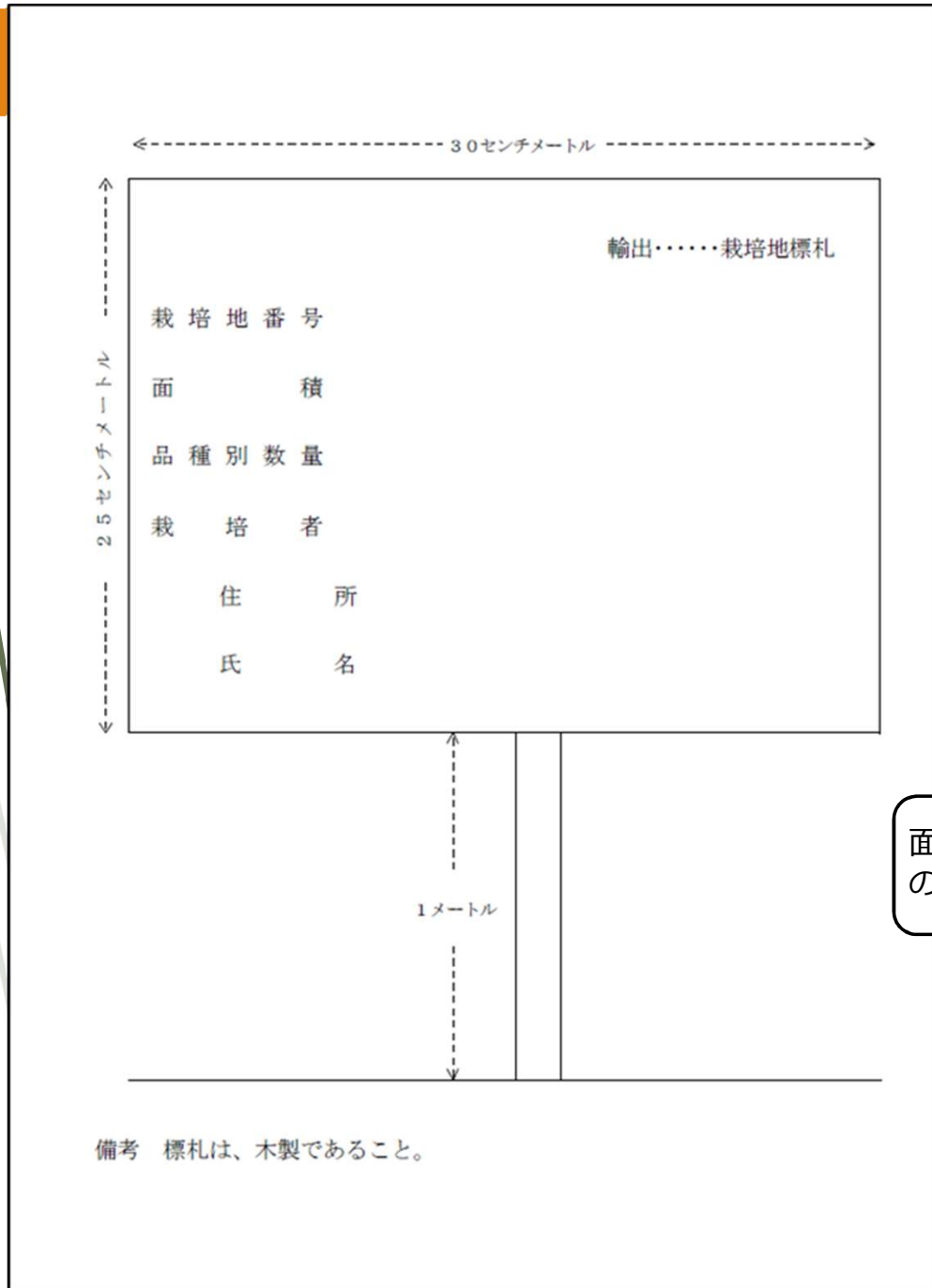
収穫前



(参考) 植栽図 (イメージ)



(参考) 標札の設置



住所には「園地住所」、
氏名には「園主氏名」
を記載

面積には「園地全体の面積」を記載



主な改正点

<インド>

- ・各申請書様式 → 変更
※共通様式のため該当がない項目は記載不要
- ・一部添付書類変更 → 選果こん包施設：標準作業手順書の添付不要
→ 低温処理施設：温度計仕様書の添付不要
- ・提出時期が変更 → 生産園地・生産施設登録申請書は毎年3月31日まで
選果こん包施設登録申請書は毎年4月30日まで
低温処理施設登録申請書は毎年4月30日まで
※県から植防への提出が前倒し（改正前は6月30日）

主な改正点

<タイ>

- ・各申請書様式 → 変更
※共通様式のため該当がない項目は記載不要
- ・永年申請 → 毎年申請（他国の生果実と同様更新制を導入）
- ・提出時期が年4回 → 原則年1回（県から植防への提出）
※りんごは毎年6月30日まで
※もも・さくらんぼ・ぶどうは毎年1月31日
- ・選果こん包実績報告書 → 2部作成、1部を輸出事業者、1部を植防へ提出

選果こん包施設における適合証明書の認定主体

<告示第386号また第420号に関する証明書として認められる証明書>

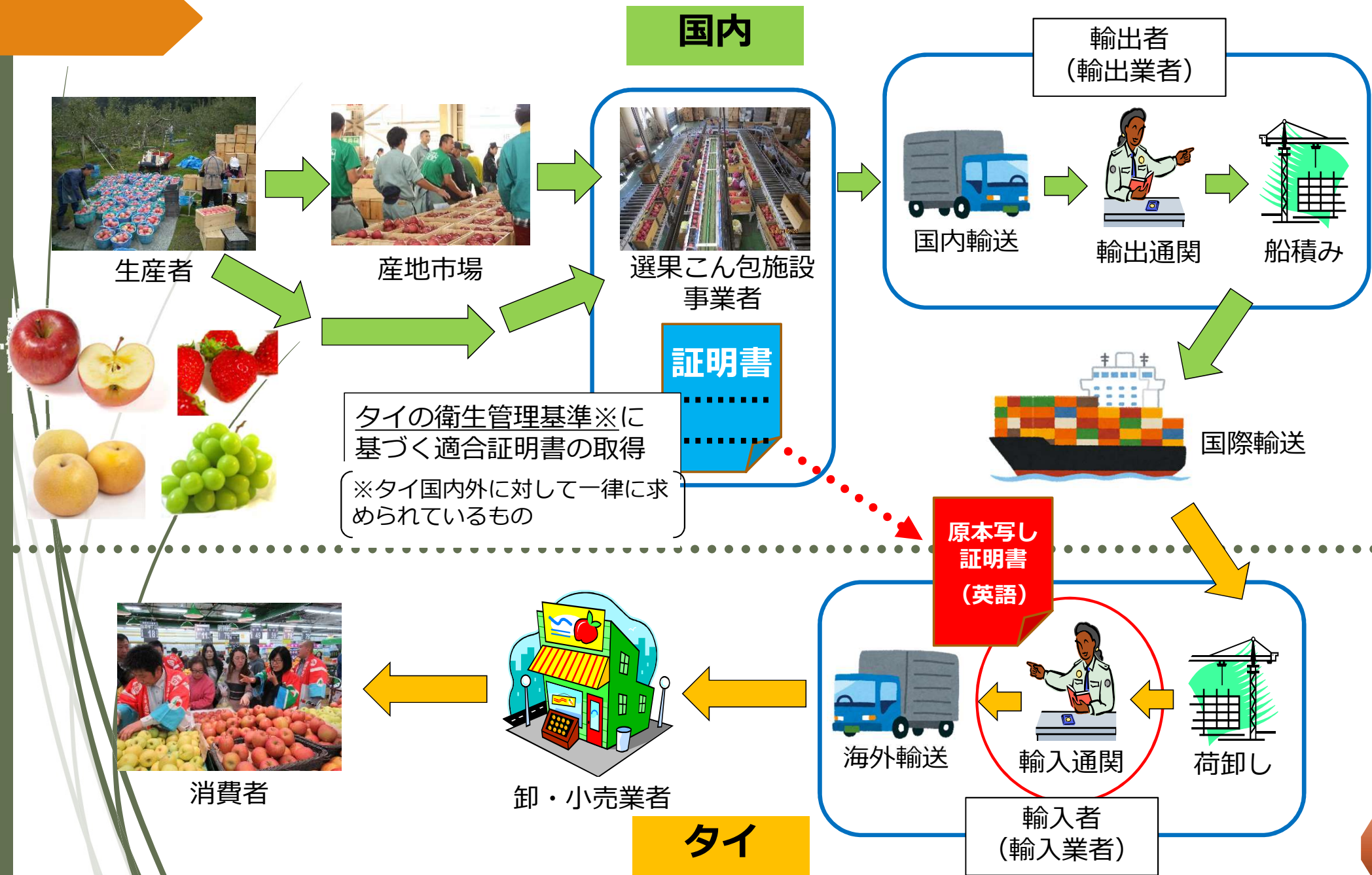
出展：農林水産省HP令和5年8月15日時点版

認定主体	認定・証明書発行の詳細	使用の可否	
		386号	420号
国	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） ・ 個別選果の施設が対象となります。詳しくは こちらの 「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく農林水産省による証明書発行についてを参照ください。	○	○
	「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づく証明書（※2） ・ 都道府県等が策定したGAP等に基づき、定められた衛生管理が実施されていることを第三者が確認していることを証明する書類が必要です。		○
都道府県	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） ・ 証明書の発行を行っているかどうかについて、施設が所在する各都道府県に御確認ください。 (こちらの 「タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口及び対応状況」参照)	○	○
民間機関	①タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格ver.1.0の適合証明書 ②JFS-B（製造セクター）ver.1.1, 2.0及びJFS-C（製造セクター）ver.2.2, 2.3, 3.0の認証書 ③GLOBAL G. A. P.ver5.1, 5.2（選別・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る） ④ASIAGAP ver2.1, 2.2（選別・梱包施設部分（農産物取扱い工程）が認証範囲に含まれるものに限る） ⑤JGAP2016（選別・梱包施設部分（農産物取扱い工程）が認証範囲に含まれるものに限る） ⑥ISO22000:2005 ⑦BRC Global Standard for Food Safety ⑧FSSC22000ver.4.1, 5 ・ ①を登録認定機関で取得・更新（※1）に要する費用は施設認定等検査支援事業（p10参照）の対象となります（登録認定機関の一覧は こちら ）。 ・ ②～⑧の取得・更新に要する費用は国際的認証取得・更新等への支援事業（p11参照）の対象となります。	○	○

※1 「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づき認定・発行

※2 「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づき認定・発行

(参考) タイ向け青果物選果こん包施設に係る輸入規制のイメージ



県が発行する証明書

- 「タイ王国向け輸出の選果こん包施設に係る証明制度実施要領」に基づき、県りんご果樹課による申請書類の確認及び現地検査の実施
- 現地検査の結果、適合判定となった場合、県証明書を発行
- 申請書受付から証明書発行まで、約3週間
- 輸出で使用する県証明書の原本証明は、県りんご果樹課に別途申請（1通あたり県収入印紙750円が必要）
- 申請書受付から証明書交付まで、約10日程度

※ 申請書受付期間は、

令和6年7月19日から令和7年2月29日まで

各申請書類の提出について

申請種類	様式	ベトナム	インド	タイ
①生産園地	第1号	○	○	○
②選果施設	第3号	○	○	○
③保管施設	第5号	○	×	×
④低温処理施設	第7号	○	○	×
⑤くん蒸処理施設	第9号	×	○	×
提出期限 (申請者→県)		①3月22日 他4月23日	①3月22日 他4月23日	6月21日

- ※ 全て「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」の様式を使用
- ※ 押印不要

各申請書類の提出方法について

【提出方法】

1.メールによる提出（推奨）

当課メールアドレス：ringo@pref.aomori.lg.jp

2.FAXによる提出 当課FAX番号：017-734-8143

3.郵送による提出

- 【提出先】〒030-8570 青森市長島1-1-1
- 青森県りんご果樹課 流通加工グループ 宛

留意事項について

項目	ベトナム	インド	タイ
①生産園地の包括申請	×	○ (市場も申請)	○ (市場も申請)
②園地検査	○ (開花期・収穫前)	×	×
③選果技術員識別研修	○ (必須)	○ (必須)	×
④低温処理技術員研修	○ (必須)	○ (必須)	×
⑥輸出先防疫官査察 (原則年1回)	×	○ (費用負担有)	×
⑦適合証明書	×	×	○ (要別途申請)